

第1回高崎市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年7月20日(木)午後1時35分から午後2時42分まで

2 開催場所 高崎市総合保健センター3階 第4会議室

3 出席委員(25人)

1番	清水 静枝	2番	中村 滋
3番	箱田 裕史	4番	浦恩城 由子
5番	佐藤 勲	6番	寺崎 正親
7番	今井 隆	8番	須田 直子
9番	大野 俊彦	10番	信澤 健治
11番	中沢 幸子	12番	山田 孝夫
13番	天田 晃	14番	戸塚 英子
15番	塚越 勤	16番	永井 保伸
17番	石川 大輔	18番	川野 健一
19番	福田 敬一	20番	西山 康雄
21番	反保 勉	22番	飯野 利貞
23番	新井 元	24番	設楽 明志
25番	金井 政明		

4 欠席委員 なし

5 職務のため出席した事務局職員

事務局長	八木 秀明
局長補佐	河野 一則
局長補佐	荒木 聡
係長	羽鳥 大樹
主査	石井 孝磨
主任主事	高柳 匡秀
主任主事	岩井 道裕
主任主事	引田 めぐみ

7 議事日程及び付議事項

- 日程第1 仮議席の指定について
- 日程第2 議事録署名委員の指名及び書記の任命について
- 日程第3 農業委員会長及び会長職務代理者の互選について
- 日程第4 本議席の指定について
- 日程第5 議案第1号 農地利用最適化推進委員の委嘱について
- 日程第6 議案第2号 調査班の設置について
- 日程第7 議案第3号 調査班長及び副班長の互選について
- 日程第8 議案第4号 一般社団法人群馬県農業会議の会員について
- 日程第9 申合せ第1号 令和5年度情報活動の推進に関する申合せ
- 日程第10 申合せ第2号 高崎市農業委員会の慶弔に関する申合せ

◎開 会

午後 1時35分 開会

◎開会の宣告

○司会（八木 秀明） 引き続き、第1回高崎市農業委員会総会を開催いたします。

私は、司会を務めさせていただきます農業委員会事務局長の八木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今回の総会は、農業委員の任期満了による任命後、最初に行われる総会です。総会の開会に当たりますて、富岡市長よりご挨拶をいただきます。

市長、よろしくお願いいたします。

○市長（富岡賢治） 【市長挨拶】

○司会 どうもありがとうございました。

ここで富岡市長は公務のため退席させていただきます。

○市長 どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 本日は、任命後、初めての総会でございますので、各委員さんに自己紹介をお願いしたいと存じます。

清水静枝委員より順次自己紹介をお願いしたいと思います。なお、時間の都合上、町名と名前だけで結構ですので、よろしくお願いいたします。

○1番清水委員 正観寺町の清水静枝です。どうぞよろしくお願いいたします。

○2番中村委員 新保田中町の中村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○3番箱田委員 新保町の箱田裕史です。どうぞよろしくお願いいたします。

○4番浦恩城委員 貝沢町の浦恩城と申します。よろしくお願いいたします。

○5番佐藤委員 下中居町の佐藤勲と申します。よろしくお願いいたします。

○6番寺崎委員 乗附町の寺崎正親です。よろしくお願いいたします。

○7番今井委員 八幡地区、若田町の今井隆です。ようお願い申し上げます。

○8番須田委員 下大島町の須田直子です。よろしくお願いいたします。

○9番大野委員 浜川町の大野俊彦です。よろしくお願いいたします。

○10番信澤委員 下大類町の信澤健治と申します。よろしくお願いいたします。

○11番中沢委員 岩鼻町の中沢幸子です。どうぞよろしくお願いいたします。

○12番山田委員 倉賀野町の山田と申します。中立委員をやっておりますので、よろしくお願いいたします。

○13番天田委員 下滝町の天田晃です。よろしくお願いいたします。

○14番戸塚委員 倉淵町の戸塚です。よろしくお願いいたします。

○15番塚越委員 倉淵の塚越勤です。どうぞよろしくお願いいたします。

○16番永井委員 箕郷町の永井保伸です。よろしくお願いいたします。

- 17番石川委員 同じく箕郷町、石川大輔と申します。よろしくお願いいたします。
- 18番川野委員 群馬地域、金古町の川野健一と申します。よろしくお願ひします。
- 19番福田委員 井出町の福田敬一と申します。よろしくお願いいたします。
- 20番西山委員 榛名の西山です。よろしくお願ひします。
- 21番反保委員 榛名の上里見町の反保勉と申します。よろしくお願ひします。
- 22番飯野委員 榛名地区の飯野利貞です。どうぞよろしくお願ひします。
- 23番新井委員 吉井の新井元と申します。よろしくお願ひします。
- 24番設楽委員 吉井の設楽明志と申します。よろしくお願ひします。
- 25番金井委員 最後になりましたけれど、吉井町の金井と申します。よろしくお願いいたします。
- 司会 どうもありがとうございました。

次に、職員の紹介をさせていただきます。

まず初めに、農政部を担当しております齋藤副市長でございます。

- 副市長（齋藤達也） 皆さん、こんにちは。副市長の齋藤達也です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 司会 次に、農政部の部課長をご紹介します。農政部の只石部長でございます。
- 農政部長（只石恵一郎） 只石でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 司会 農林課の原田課長でございます。
- 農林課長（原田修樹） 原田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 司会 田園整備課の井上課長でございます。
- 田園整備課長（井上敏聡） 井上です。よろしくお願ひします。
- 司会 農業公社事務局の福田事務局長でございます。
- 農業公社事務局長（福田隆） 福田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 司会 次に、農業委員会事務局の職員をご紹介します。

初めに、管理担当です。管理担当は、主に農業委員会全体の庶務を担当しております。管理担当係長の河野でございます。

- 管理担当局長補佐（河野一則） 河野です。よろしくお願いいたします。
- 司会 石井主査でございます。
- 主査（石井孝磨） 石井です。よろしくお願いいたします。
- 司会 再任用職員の高橋でございます。
- 再任用職員（高橋輝美） 高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 司会 次に、農地調整担当です。農地調整担当は、主に農地転用等の業務を行っております。農地調整担当係長の羽鳥でございます。
- 農地調整担当係長（羽鳥大樹） 羽鳥と申します。よろしくお願ひします。

○司会 引田主任主事でございます。

○主任主事（引田めぐみ） 引田と申します。よろしくお願いいたします。

○司会 次に、農業振興担当です。農業振興担当は、主に農地パトロール、各種団体等に対する補助の業務を行っております。農業振興担当係長の荒木でございます。

○農業振興担当局長補佐（荒木聡） 荒木です。よろしくお願いいたします。

○司会 岩井主任主事でございます。

○主任主事（岩井道裕） 岩井と申します。よろしくお願いいたします。

○司会 高柳主任主事でございます。

○主任主事（高柳匡秀） 高柳と申します。よろしくお願いいたします。

○司会 私を含めまして9名のほか、本日事務局に残り窓口対応しております農地調整担当の小暮主査、清水主任主事、飯塚主任主事、安藤主任主事、農業振興担当の再任用職員の神澤、志田、臨時職員の林、秋本の8名が在籍しております、総勢17名で業務にあたっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、市長の招集による総会でございます。農業委員会長が決定されるまで、仮議長を選出いたしまして議事を進めてまいりますので、ご協力のほうよろしくお願いいたします。

なお、この総会の会議録については公開となります。質疑については挙手をし、許可を得てから、席札の番号と氏名を名乗って発言するようお願いいたします。

それでは、仮議長の選出でございますが、私のほうで指名させていただいてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○司会 それでは、私のほうから指名させていただきます。仮議長に齋藤副市長をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○司会 異議なしと認め、仮議長は齋藤副市長に決定します。

それでは、齋藤副市長、よろしくお願いいたします。

○仮議長（齋藤達也） 齋藤でございます。それでは、早々でございますけれども、議事日程に従いまして、進行させていただきます。

まず、委員の出席状況を報告させていただきます。ただいまの出席委員は25名で、過半数を超えておりますので、総会は成立しております。

それでは、議事日程第1、仮議席の指定についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 管理担当の河野と申します。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

それでは、議事日程第1、仮議席の指定についてを説明申し上げます。

高崎市農業委員会総会会議規則第5条第1項の規定により、「委員の議席は、会長が定める」とな

っております。したがって、会長が選出されるまでの間は仮議席ということにさせていただきます。

現在の着席順序でございますが、農地利用最適化推進委員の担当地区が定まっておりますので、この地区を参考に順番とし、同一地区内では五十音順としたものでございます。そこで、現在の着席順をそのまま仮議席と定めさせていただきますご提案を申し上げます。

以上、簡単ではございますが、事務局の説明を終わらせていただきます。

○仮議長 事務局の説明は終わりました。説明のとおり、仮議席を指定させていただきたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

○全員 異議なし。

○仮議長 ご異議なしと認めます。

それでは、ただいまの着席のとおり、仮議席と指定させていただきます。

続きまして、日程第2、議事録署名委員の指名及び書記の任命についてでございますが、私のほうで指名及び任命をさせていただいてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○仮議長 それでは、私のほうから指名をさせていただきます。

議事録署名委員には清水静枝委員、新井元委員を指名いたします。書記には事務局職員の石井孝磨主査、高柳匡秀主任主事を任命いたします。

それでは、日程第3、農業委員会会長及び会長職務代理者の互選についてを上程をいたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 それでは、事務局より説明させていただきます。

この件につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第2項に「会長は、委員が互選した者をもって充てる」という規定がございます。

また、同条第5項には、「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する」という規定がございます。

そして、高崎市農業委員会選挙規程第2条の規定によりまして、会長及び会長職務代理者の選出につきましては、総会において行うことになっております。

次に、その選出方法でございますが、選挙規程第10条の投票による方法、同じく第15条の指名推選による方法と2通りの方法が定められております。いずれかの方法によって、会長及び会長職務代理者を選出させていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○仮議長 事務局の説明は終わりました。

ただいまから会長及び会長職務代理者の互選につきまして、高崎市農業委員会選挙規程に基づきまして選挙を行います。

これより、この会議を選挙会に切替えたいと思います。選挙会につきましては、選挙規程第5条により、「総会において選挙を行うときは、会長は、その旨を宣言する」と規定され、「委員の任期満了による任命後最初に行われる総会において、会長が選任されていないときは、市長又は市長が認める者とする」と規定されております。本日の会長選挙につきましては、市長が認める者として、引き続き私が進行を進めさせていただきます。

それでは、農業委員会会長選挙及び会長職務代理者選挙を行います。

選挙会は、選挙規程により3分の2以上の出席が必要ですが、本日の出席者は25名で3分2以上の17名を満たしておりますので、選挙会は成立いたします。

次に、選挙に関する事務を管理するため、選挙管理人1名を定めたいと思いますが、私のほうで指名させていただいてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○仮議長 異議なしということでございますので、私のほうから指名をさせていただきたいと思えます。

選挙管理人は、只石農政部長にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○仮議長 異議ないものと認め、選挙管理人は只石農政部長に決定いたします。

次に、選挙規程第2条の規定により選挙を行うわけですが、互選の方法として選挙規程第10条の投票による方法と、選挙規程第15条の指名推選による方法がございます。どの方法がよろしいか、お諮りいたします。

○23番新井委員 23番、新井です。慣例により、指名推選でお願いしたいと思います。

○仮議長 ただいま指名推選という提案がございましたが、ご異議はございませんでしょうか。

○全員 異議なし。

○仮議長 異議ないものと認め、選挙規程第15条の規定に基づき、指名推選の方法で行いたいと思えます。

初めに、会長の選挙を行います。どなたか指名推薦する方はいらっしゃいますでしょうか。

どうぞ。

○6番寺崎委員 6番、寺崎です。私は、前期農業委員会会長を務めた今井隆委員が、その経験と実績から適任であると思ひ推薦いたします。

○仮議長 推薦ありがとうございます。

ほかにどなたか推薦される方はいらっしゃいますでしょうか。

(少しの間)

○仮議長 それでは立候補を締め切らせていただきます。

ただいま会長に今井隆委員を推薦するとの指名がございました。今井隆委員をもって当選人と定め

ることに、ご異議はございませんでしょうか。

○全員 異議なし。

○仮議長 異議ないものと認め、ただいま全員の同意をもって会長選挙の当選人を今井隆委員といたします。おめでとうございます。

事務局は、速やかに当選人に通知し、承諾を受けてください。

○事務局 はい。

(当選通知を渡し、承諾書を受領)

○仮議長 無事当選人の承諾が得られました。会長には、今井隆委員が選任されました。

それでは、会長に就任されました今井委員よりご挨拶をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○会長 (今井 隆) 【会長挨拶】 (拍手)

○仮議長 就任の挨拶ありがとうございました。

それでは、会長が決まりましたので、農業委員会等に関する法律第5条第3項の規定により議長を会長と交代いたします。議事の進行にご協力いただきまして、皆様ありがとうございました。

○会長 齋藤副市長さんにおかれましては、公務でお忙しいなか、仮議長ということで大変お世話になりました。農政部担当していただいてお世話になっております。今後ともよろしく願いいたします。改めてお礼申し上げます。ありがとうございました。

○副市長 どうもありがとうございました。退席させていただきます。

○会長 それでは、議長の職を務めさせていただきます。スムーズに進行できますように、皆様のご協力の程をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、会長の職務代理者の選挙を行います。どなたかを指名推選する方は、いらっしゃいますか。

○17番石川委員 はい。

○会長 石川大輔委員。

○17番石川委員 17番、石川です。前期、会長職務代理者を務められた塚越勤委員が、経験、実績ともに適任であると思い推選いたします。

○会長 ただいま石川委員のほうから塚越勤委員がよろしいと推薦されました。

ほかにどなたか推薦される方はいらっしゃるでしょうか。

(少しの間)

○会長 よろしいでしょうか。それでは、立候補を締め切らせていただきます。

ただいま会長の職務代理者に塚越勤委員を推薦するとの指名がございました。

塚越勤委員をもって当選人と定めることにご異議ございませんでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 異議なしという声がありました。それでは異議ないものと認め、ただいま全員の同意をもって会長職務代理者選挙は、塚越勤委員を当選人といたします。おめでとうございます。

それでは、事務局は速やかに当選人に通知し、承諾を受けてください。お願いします。

○事務局 はい。

(当選通知を渡し、承諾書を受領)

○会長 ただいま塚越職務代理の当選人の承諾を確認いたしました。

それでは、会長職務代理者に就任されました塚越勤委員からご挨拶をいただきたいと思います。

○会長職務代理者(塚越勤) 【職務代理者挨拶】 (拍手)

○会長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして選挙会を閉じさせていただきます。

それでは、日程第4、本議席の指定についての上程をいたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 ご説明させていただきます。

本件につきましては、総会会議規則第5条第1項の規定により、「委員の議席は、会長が定める」ということになっております。

以上でございます。

○会長 ただいま事務局からの説明のあったとおり、議席は会長が定めることとなっておりますので、現在お座りいただいている議席を正式な議席と定めたいと思います。

続きまして、日程第5、議案第1号 農地利用最適化推進委員の委嘱についての議題といたします。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書2ページをご覧ください。

議案第1号 農地利用最適化推進委員の委嘱について。

農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、次の者に農地利用最適化推進委員を委嘱したい。

農業委員会等に関する法律第17条第1項において、「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない」と規定されております。

今回、農地利用最適化推進委員についても農業委員と同様に、2月10日から3月13日まで募集を行い、34名の募集に対し、35名の推薦、応募がございました。その後、4月17日に、農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を開催し、候補者35名の農地利用最適化推進委員の適格性について評価を行い、候補者全員適格であるという評価を受けました。また、その評価委員会において、定数1のところ、推薦及び応募数が2であった新高尾、中川区域の候補者の評価を行いました。

なお、候補者が定数を越えたのは、新高尾、中川区域のみとなります。

推薦、応募数が定数を超過しておりますので、新高尾、中川区域については、2名の内1名を農地利用最適化推進委員として委嘱していただくこととなります。まずは、新高尾、中川区域の農地利用最適化推進委員を選定していただき、その後、その他の区域33名の候補者について、ご審議いただきたいと思ひます。

お手元のA4の1枚紙、議案第1号別紙1号、「新高尾、中川区域 農地利用最適化推進委員候補者一覧」をご覧ください。

なお、こちらの資料につきましては、会議終了後、事務局が回収したいと思ひます。会議が終了しましたら、この資料だけは、机の上に置いていただければと思ひます。

4月17日に行われました農地利用最適化推進委員候補者評価委員会では、清水和弘氏が反町優哉氏より、高い評価を得ましたので、ご報告させていただきます。

事務局からの説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○会長 事務局の説明は終了しました。

新高尾、中川区域の定数が1ですので、どちらかの候補者を選ばなければなりません。清水和弘氏の方が候補者評価委員会において、高い評価を得たということですので、ご異論がなければ、清水和弘氏を農地利用最適化推進委員に委嘱することとなります。この件について、ご意見、ご質問等がありましたらお願ひいたします。

(少しの間)

○会長 ご意見も無いようですので、清水和弘氏を新高尾、中川区域の農地利用最適化推進委員に委嘱してよろしいか伺ひます。

○全員 異議なし。

○会長 異議なしとのことですので、清水和弘氏を新高尾、中川区域の農地利用最適化推進委員に委嘱いたします。

続きまして、新高尾、中川区域以外の農地利用最適化推進委員の委嘱について、事務局説明をお願ひします。

○事務局 はい。説明に先立ちまして、始めに議案書2ページ上段の新高尾、中川区域の推進委員の欄の候補者の記載と反町優哉氏の記載を棒線で削除をお願ひします。

それでは、議案書2ページをご覧ください。地域、担当区域、氏名の順に読み上げます。区域の範囲については、省略させていただきます。

始めに高崎、新町地域、旧市内・塚沢・佐野区域、小平恒雄様。片岡区域、松本一正様。南八幡区域、小池清樹様。八幡、豊岡区域、國峯敏幸様。六郷区域、相川功様。長野区域、紋谷巖様。大類区域、福田利恵様。岩鼻、倉賀野、新町区域、高田正巳様。京ヶ島区域、阿久澤正義様。滝川区域、菊池均様。

倉渕地域、三ノ倉、水沼区域、唐澤徳章様。権田区域、和田佳子様。岩氷、川浦区域、塚越尚紀

様。

箕郷地域、車郷区域、岡田柳治様、島方当己夫様。箕輪区域、新井和幸様。生原、柏木沢区域、岡本鉄平様。

群馬地域、金古区域、高橋篤様。堤ヶ岡区域、樋口幸男様。国府区域、依田敏彦様。上郊区域、福田文雄様。

榛名地域、室田区域、石井多加志様、長壁充好様、清水悟様。里見区域、赤尾幸雄様、高瀬純一様。久留馬区域、清水茂樹様、高橋正好様。

吉井地域、吉井東、吉井西区域、山崎良一様。岩井、小暮、馬庭区域、吉田春美様。入野区域、五十嵐一博様。岩平区域、田中正美様。多胡区域、白田弘子様。

新高尾、中川区域以外の候補者 33 名について、高崎市農地利用最適化推進委員として委嘱してよろしいか、よろしくご審議の程お願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、ここでお諮りいたします。事務局の説明のとおり、新高尾、中川地区以外の農地利用最適化推進委員33名を委嘱してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 異議なしという声がありましたので、委嘱することといたします。

なお、委嘱状交付式は7月24日を予定しております。

次に、日程第6、議案第2号 調査班の設置についてを議題といたします。

調査班についてですが、高崎市農業員会調査班設置要領第2条に、「総会に4つの調査班を設置すること」また、同要領第3条に「各調査班の委員は会長が定める」と規定されています。ついては、事務局に腹案があるようでございますので、事務局の説明を求めます。

○事務局 議案書5ページをご覧ください。

議案第2号 調査班の設置について。

高崎市農業委員会調査班設置要領第2条及び第3条の規定により、第1調査班、第2調査班、第3調査班及び第4調査班の4つの調査班を設置したい。令和5年7月20日提出。高崎市農業委員会会長、今井隆。

それでは、調査班設置につきまして事務局案を配付させていただきます。

(資料配付)

○事務局 ただいま配付いたしました高崎市農業委員会調査班(案)について説明いたします。

先ほど選任されました会長及び職務代理者につきましては、調査班の構成委員から外れますので、1班、7番、今井会長及び3班、15番、塚越職務代理の欄を削除願います。

それでは、改めましてご説明申し上げます。設置する調査班は、第1班から第4班までの4班体制となっております。農業委員の皆様の各班への割り振りについては、委員名簿をもとに農業委員の経

験や各地区の割合などを考慮しながら編成しております。また、班内の男女比率につきましても偏りがないようにしております。

次に、調査班の役割について簡単にご説明申し上げます。調査班の主な業務といたしましては、農地法の規定による各種申請事案につきまして事前に調査が必要と思われる案件の現地調査等を実施し、総会にて報告を行うものです。調査の割当では欄外下に示したとおり、1班当たり1年間に3回でございます。記載月に開催される総会に合わせた事前の調査、そして総会への報告を行うこととなりますので、よろしくお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○会長 調査班の説明について、ただいま事務局から説明がありました。特に問題がなければ、事務局案のとおりで設置したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、異議なしの声がありましたので、事務局案のとおり設置することといたします。

それでは、次に、日程第7、議案第3号 調査班長及び副班長の互選について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 議案書、6ページをご覧ください。

議案第3号 調査班長及び副班長の互選について。高崎市農業委員会調査班設置要領第3条の規定により、調査班ごとの班長及び副班長を選任されたい。令和5年7月20日提出。高崎市農業委員会会長、今井隆。

高崎市農業委員会調査班設置要領第3条の規定により、調査班ごとの班長及び副班長は互選により選任を求めるものでございます。先ほどご承認いただきました調査班の第1班から第4班までの各班内で班長と副班長の選任をお願いしたいと存じます。

なお、班長になられた方につきましては、高崎市農業委員会運営委員会の構成委員を兼任することとなりますので、よろしくお願い申し上げます。

運営委員会の概要でございますが、議案書6ページに参考として記載させていただいておりますので、ご覧ください。1、目的、農業委員会の適正かつ円滑な運営を図る。2、構成、①農業委員会会長、②会長職務代理者、③各調査班長、④農業委員会事務局管理職。3、任期、上記職務に在任する期間とする。4、所掌事務、①、総会に付議すべき条例、規程等に関する審議検討、②、総会で決定された事項の推進。③、関係機関団体との連絡等に関すること、などでございます。

以上で説明を終了いたします。

○会長 説明が終わりました。班長、副班長の互選については、事務局の説明のとおりでよろしいでしょうか、皆様にお伺いいたします。

○全員 異議なし。

○会長 はい、それでは、事務局の説明のとおりといたします。

それでは、それぞれ調査班ごとに分かれていただき、話し合いをお願いいたします。
なお、事務局が結果を確認に伺いますので、ご報告くださいますようお願いいたします。
それでは、しばらくの間、休憩といたします。

休 憩

再 開

○会長 それでは、会議を再開いたします。

調査班の班長、副班長が決まったようですので、河野補佐より発表いたします。

○事務局 それでは、調査班の班長及び副班長を発表いたします。第1調査班班長、石川大輔委員、副班長、佐藤勲委員。第2調査班班長、寺崎正親委員、副班長、信澤健治委員。第3調査班班長、福田敬一委員、副班長、天田晃委員。第4調査班班長、山田孝夫委員、副班長、永井保伸委員。

以上でございます。

○会長 ただいま河野補佐からの発表がございました。

ただいまの発表のとおりで決定してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい。分かりました。1班は今月の28日ですので、よろしくお願い申し上げます。

次に、日程第8 議案第4号 一般社団法人群馬県農業会議の会員についてを議題といたします。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局

議案書7ページをご覧ください。ご説明申し上げます。一般社団法人群馬県農業会議は群馬県知事の指定を受けた組織であり、農業委員会の指導的立場を担っております。農業会議の会員については、一般社団法人群馬県農業会議定款第6条第4項第1号の規定により「農業委員会の会長又は当該農業委員会会長が指名した委員」とあるため、この会員を選任していただくものでございます。また、高崎市農業委員会の選任する会員は、常設審議委員会の理事就任が予定されているため選任の際に考慮をお願いいたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○会長 ただいま、事務局の説明が終わりました。一般社団法人群馬県農業会議の会員は、慣例により私が務めさせていただくことでよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい。分かりました。よろしくお願い申し上げます。引き続き務めさせていただきます。

予定されました議事はこれをもって終了いたしました。

次に、日程第9及び日程第10の申合せ事項に入らせていただきます。申合せ事項は2点ございますので、併せて事務局の説明を求めます。

○事務局 それでは、議案書8ページをご覧ください。初めに、日程第9、申合せ第1号 令和5年度情報活動の推進に関する申合せについてご説明いたします。

最初に朗読させていただきます。

申合せ第1号、令和5年度情報活動の推進に関する申合せ

情報活動の推進は、農地利用の最適化の推進とともに農業委員会法に位置づけられた農業委員会として取り組むべき重要な活動であり、農業者への情報提供や関係行政機関等への農業委員会の意見を提出するための媒体として、不可欠なものとなっている。

よって、農業委員会が、その主たる使命である農地利用の最適化をよりよく果たせるよう農業者等に対する情報活動を一層強化するため、下記事項をここに申合せ決議する。

記

1、「農家の友」など農業委員会の情報発信を強化する。

2、農業委員会ネットワーク機構の組織紙である「全国農業新聞」の普及推進を図り、農業委員及び農地利用最適化推進委員の各1人が新規に1部以上の購読者の確保に努める。

3、「全国農業図書」の普及推進を図る。

令和5年7月20日、高崎市農業委員会総会。

ただいま朗読申し上げました中の2の「全国農業新聞」についてでございますが、農業委員会として果たすべき役割の一つとして、「全国農業新聞」の普及拡大運動を行うというものでございます。委員さん1人当たりについて新規に1部以上の購読者の確保を目標としたものになっております。委員の皆様にも新聞から得られた情報をもとに地域の推進役として農家の皆様に情報発信を行っていただくという意味合いから、それまでご購入をされていなかった方々にも、委員就任と同時にご契約をいただいております。つきましては、今回新たに委員さんとなられた方で、まだこの「全国農業新聞」を購読されていない方につきましても、9月からのご購読をお世話になりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

新聞の発行は月4回、金曜日に発行されます。購読料につきましては今回から2つの方法を選べるようになりました。1つ目は今までの紙媒体の新聞と電子新聞の両方閲覧可能な月700円となっております。2つ目が電子新聞のみ閲覧可能な月500円となります。ちなみに、今まで通りの月700円をご希望される方は申し込み手続き全般について全て農業委員会事務局で行い、支払いも今まで通り預り金から差し引かせていただくこととなります。今回から始まる電子新聞のみ閲覧可能をご希望の方は入会の登録ですとか、口座の登録等、手続き全般をご自身でネットで行う必要がございます。登録した口座からの引き落としとなりますので、ご承知おきください。もし電子新聞のみ閲覧可能な方を申し込まれる方は本日最後に写真撮影があるんですが、終了後に管理担当河野まで連絡してもらえればと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、この件につきましては、7月27日の農業委員さんと推進委員さんとの農業委員会研修の際に

改めてご説明させていただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

申合せ第1号についての説明は、以上となります。

続きまして、議案書9ページをご覧ください。日程第10、申合せ第2号 高崎市農業委員会の慶弔に関する申合せについてご説明いたします。

それでは、申合せを読まさせていただきます。

(趣旨)

第1条 この申合せは高崎市農業委員会（以下「委員会」という。）の互助親睦を図るため、慶弔に関し必要な事項を定めるものとする。

(慶弔の種類、範囲及び金額、連絡範囲)

第2条 委員会が行う慶弔の種類、範囲及び金額、連絡範囲はそれぞれ別表に定めるとおりとする。

(返礼の不受)

第3条 前条の規定による慶弔については返礼を受けないものとする。

(経費)

第4条 農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下「委員等」という。）は、この申合せによる慶弔の費用として報酬のうちから毎月500円を負担するものとする。

(委任)

第5条 この申合せに定めるもののほか必要な事項は、会長が運営委員会に諮ってその都度定める。

令和5年7月20日 高崎市農業委員会総会

なお、第2条にある別表は、ページの下の表のことですので、ご確認をお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○会長 ただいま令和5年度情報活動の推進に関する申合せ並びに慶弔に関する申合せということで事務局より説明がございました。ただいまの説明に関して、皆さんのほうから何かご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

無ければ原案のとおり申合せといたします。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。

以上、長時間にわたるご審議大変ありがとうございました。予定されていた議事は、これで全て終了いたしました。

◎閉会の宣告

○会長 以上をもちまして第1回農業委員会総会を閉会させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

午後 2時42分 閉会